

山村尚

通告に従い、二つの一般質問を行います。

一つ目は、貧困家庭の子ども支援について、二つ目は、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

その前に、川村副市長，川北社会福祉協議会副会長の官製談合事件について触れさせていただきます。今回起きた事件，極めて残念でなりません。そして，龍ヶ崎市政に幻滅された市民も多かったのではないのでしょうか。

昨日，市民から無記名の手紙が自宅に届きました。そこに書かれていた内容を一部抜粋すると，「この事件で龍ヶ崎市民の資産と誇りが毀損された。今回の発覚は初めて行われたことがたまたま発覚したとは考え難い。中山市政になってから職員不祥事は一体何回あったのか。そのたびに起きてはならないことが起きてしまった。市職員と一丸になって信頼回復に努めると，記憶するだけでも4回はあった」との内容でした。また，別な方からは，「この先龍ヶ崎はどういう方向に向かっていくのか」このように多くの市民が不安，疑念を抱いています。

現在も警察による捜査が行われています。市との関連性が全くない第三者機関による調査委員会でも今後調査が行われるとのことでした。その結果をしっかりと検証し，信頼回復の第一歩としていただきたいです。

それでは，通告した一般質問に戻ります。まずは，貧困家庭の子ども支援について。昨年末，知り合いの生産農家より，余った新鮮な野菜を毎回捨てているのだけれども，どこか必要としているところに届けられないかとの相談を受けました。その後，担当課に相談したことがきっかけとなり，市で行っている二つの事業の業務委託先であるNPO法人の代表の方とお会いすることができました。

では，その事業とは，事業の一つは子どもの学習支援事業で無料塾と呼ばれているもの，もう一つは子どもの居場所づくり支援事業，これは居場所提供を兼ねたこども食堂です。

このNPOでは，子どものいる貧困家庭において，貧困の連鎖を断ち切ること，これを目的としており，断ち切るためには高校を卒業して就職を少しでも有利にすること，これを目指し，小学生，中学生の子どもたちが家庭の事情から登校，進学を諦めないよう学びの機会や生活必需品，食事などを支援する活動を行っています。

そこで最初の質問です。無料塾とこども食堂について，直近の利用者数をお聞かせください。

清宮恒之福祉部長

直近の利用者数でございますが，1月末時点におきまして，無料塾が登録者数が47名でございます。1日当たりの利用者数としましては平均で約11名となっております。

こども食堂につきましては，登録者数が44名で1日当たりの利用者数は平均で約24名となっておりますのでございます。

山村尚

無料塾については過去の一般質問のご答弁でも、平成 28 年度利用登録者数が 21 名、1 日当たり平均 8 名とありましたので、登録者数、利用者数とも増えていることが分かります。こども食堂については、登録者数の 6 割ないし 8 割が利用されているとヒアリングの際に伺っており、代表の方とお話しした中で、登録されているご家族では下に幼児の弟や妹がいる場合もあり、その子たちの食事も作っているとのことでした。

続いての質問、事業に対する市の委託範囲についてです。これは、市から N P O へ支払われている委託料がどのような経費を賄っているのかについての質問ですが、これについてお聞かせください。

清宮恒之福祉部長

委託料に含まれる内容でございますが、無料塾及びこども食堂ともに、責任者やスタッフなどの人件費が主なものでございまして、それ以外では、事業費としてボランティア講師の交通費、携帯電話やインターネットの通信費、光熱水費、駐車場の賃借料、送迎車両のガソリン代、保険代等でございます。

山村尚

ボランティア活動は、無償ボランティアで交通費のみが委託料から支払われている、こども食堂で使われる食材費用は委託料に含まれていないということが分かりました。

どのようなお子さんがこちらに来ているのか代表の方に伺ったところ、ひとり親世帯、生活保護世帯、低所得世帯の子どもたちが多く、また、病気により保護者が食事を作れず来ているお子さんもいらっしゃるとのことでした。そして、中には布団で寝たことがない、パジャマに着替えたことがないお子さんが一定程度いる、ある女兒にかわいい服を喜んでもらおうと用意したんだけど、洋服よりも赤鉛筆をもらったことのほうが喜ばれたとのお話を聞き、ショックを受けました。

このような子どもたちに、何が足りずに、行政側からどのような支援ができるか考えてみました。現在、学校関係で必要なものを一部の教職員会、一部の P T A、企業などから寄附を頂いており、また、日常生活に必要な日用品や食品、食材などは同じく企業、市民の方から寄附を頂いていると伺いました。しかし、このような境遇の子どもたちやこのような支援活動を知らないがため、広がるはずの支援も限られているように感じます。

これらを広く知ってもらう手段として、三つの方法を考えてみました。

一つは学校ルートでの周知、具体的には N P O のパンフレットを各学校に定期的に配布または置かせてもらうことで、先生方、P T A などに N P O の活動について知ってもらい支援の糸口とする。

二つ目はりゅうほ一での周知、過去に掲載した無料塾のボランティア講師募集と同様に、

N P Oの活動について掲載し支援の糸口とする。

三つ目は市の公式ホームページでの周知，ホームページにりゅうほ一同様N P Oの活動について掲載し支援の糸口とする。

参考までに，学校関係で必要なものには，使わなくなったランドセル，靴，体操服，水彩絵の具セット，鉛筆などの文具などがあり，ある学校では現在P T Aが中心となって，古着を集めて寄附をくださっていると伺いました。また，日常生活で必要としているものには，食品，食材，寝具，衣類などがあると伺いましたが，食品，食材については品質や保管方法，数量などでルール決めが必要かと思います。

それでは質問いたします。このように学校関係者に向けた支援の拡大についてのご見解をお聞かせください。

松尾健治教育部長

貧困家庭のお子さんたちへの支援に関しまして，学校を経由して周知を徹底するというような趣旨の質問かなと思いますので，そういった観点からお答えをさせていただければと思います。

各ご家庭においては，不用となった制服や文具等を回収し，再度利活用することにつきましては，子どもの貧困が社会問題となっている現状において有意義な取り組みであり，持続可能な社会の形成に向けても重要な取り組みであると認識いたしております。教育委員会では，市内のクリーニング店において保管されていた中学校の制服について数多くご寄附をいただき，各学校へ配布した事例があります。

このような支援の輪を広げるためには，積極的な情報発信が肝要でありますので，本市の事業を複数受託しておりますN P O法人などの活動パンフレットの配布，文具や制服等の回収案内などにつきましては，教職員をはじめ，学校を通して保護者へその取り組みを周知することは可能であると考えております。実際に学校を通して無料塾の周知に協力した事例もございます。

市広報紙や市公式ホームページへの掲載につきましては，生活支援課と調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

山村尚

学校関係から支援の輪を広げることについて検討をいただけるとのことで安心しました。続いて，日常生活への支援活動についてのご見解をお聞かせください。

清宮恒之福祉部長

無料塾やこども食堂の活動内容及び日常生活品などの寄附募集につきましては，市のホームページや広報紙に掲載していくことにつきましては，多くの方に理解をしていただけるよう，その内容等につきまして委託事業者とよく協議をしながら進めてまいりたいという

ふうに考えております。

山村尚

こちらに進めていっていただけるということで安心しました。部、課が連携して困っている子どもたちへ支援の手を差し伸べられる庁内の仕組みづくりが大切だと考えます。支援の輪が広がり、永続的な支援となることで拓かれる子どもたちの未来を応援できるよう、今後の具体的な検討をお願いします。

最後に、貧困家庭の子ども支援に関して、これは質問とはいたしません、意見だけ述べさせていただきます。

支援対象児童等見守り強化事業が昨年7月に厚生労働省より発表されました。これは、要保護児童対策地域協議会、要対協と呼ばれていますが、要対協が支援対象児童として登録されている子どもの居宅を訪問するなどして、状況の把握や食事の提供、学習、生活指導支援などを通じた子どもの見守り体制の強化を目的とした事業です。

そして、本市では要対協に相当する子どもを守るネットワークがありますが、ここでの見守り活動が機能していないのではと市民の方よりご意見をいただきました。

貧困が原因で起こり得る児童虐待、非行に走ってしまう児童、これを抑止するためには日常の見守りが重要と考えます。要対協と関係する民間、担当課との情報連携を密にして、見守りの強化をお願いしたいと思います。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策についてです。この中では、新型コロナウイルス関連情報の情報伝達について、新型コロナワクチンの接種について、自宅療養者への支援について、濃厚接触感染による家族内隔離について、高齢者施設、施設従事者への支援についての五つの質問をします。

はじめに、新型コロナウイルス関連情報の情報伝達について。
過去の一般質問で、多くの議員からインターネットを利用した情報発信についての質問がありました。このコロナ禍で多くの市民が情報の重要性を改めて再認識したのではと考えます。

先日、市民の方から新型コロナ関連の情報について市公式ホームページ、メール、SNSでの情報発信はあったが、これらの確認手段がなく不安を感じる高齢者がいらっしゃるとのお話を伺いました。市ホームページに掲載された新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響に関するアンケート結果を見てみると、「同居のお子さんが困っている、心配と感じていることは」との問いについて、「感染の状況や感染防止対策などの情報発信」が89件と上位に挙げられていました。

また、情報の取得について、総務省が70歳以上の行政相談員302人に対しアンケートを行い、その結果を行政評価レポートとして公開しました。その中で、テレビ、新聞、ラジオ以外での感染症関連情報の入手手段についてのアンケート結果では、自治体メール、ホームページなどインターネットを活用した手段が35%、広報紙、防災行政無線、回覧板な

どインターネットを活用しない手段が 65%など、求める感染症関連情報の内容について、必要とする情報を「ほぼ入手している」が 65%で 7 割、「あまり届いていない」または「全く届いていない」が 35%の 3 割との結果でした。さらに、「一層詳しい情報として求めているもの」では、「感染者に関する情報」「感染の疑いがある場合の具体的な相談窓口、手順に関する情報」「不要不急の外出自粛などの具体的な判断に関する情報」が上位に挙げられていました。

そして、総括では、市のホームページなどに必要な情報が掲載されているが、IT の利用環境を持たない住民には情報が不足している、特に高齢者のための情報は別途提供をする必要があると述べられていました。

では、情報があまり届いていない、または全く届いていないという約 3 割を龍ヶ崎市内に当てはめてみると、昨年 4 月 1 日現在の高齢者数が約 2 万 2,000 人、その 3 割の 6,600 人の方が感染症関連情報の必要とする情報が届いていない、またはあまり届いていないということになります。

新型コロナ関連の情報について、市ではホームページ掲載、メール通知、SNS などのインターネットを活用した手段で情報発信を行っていますが、これを利用できない方々も多くいらっしゃいます。

全ての方々への適切な情報伝達が必要ではと考えますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

龍崎隆市長公室長

新型コロナウイルスに関する情報の発信でございますが、お知らせする情報に時間的猶予があるもの、また、情報量が多いものにつきましては市報りゅうほーを活用し、速達性が求められるものにつきましては市公式ホームページ及びメール配信サービス、ツイッターなどの SNS の活用、また、短期間で集中的に重要な内容をお知らせする場合につきましては市防災行政無線を使うなど、情報発信する内容や量、届けたい時期などにより適した媒体により随時発信しているところでございます。

その一方で、ご質問のインターネットを十分に活用できない方やインターネットを利用しない方、パソコンや携帯電話を所有していない方などへの情報発信の手段が限られているなど、情報格差の改善、情報発信手段の確保が課題であることも認識をしているところでございます。

こうしたインターネットによる情報を得られない方への対応でございますが、市報りゅうほーにメール配信サービスやツイッターなどの SNS の登録方法や利用方法、大切なお知らせを発信していることを今後も継続して掲載し、利用を促すとともに、プレスリリースによりマスメディアを活用した情報発信も引き続き実施してまいります。

また、電話による発信情報の確認や市役所来庁者などには、掲示板による情報の提供など、効果的な情報発信の手段についても、先進自治体の事例を調査研究してまいりたいと

考えております。

また、今後行われます新型コロナウイルスのワクチン接種クーポン券、これの発送時におきましても、周知の必要な情報がございましたらば同封するなど検討してまいりたいと思います。

山村 尚

新型コロナの関連の情報については、感染者に関する情報が含まれることもあります。具体的な感染予防対策や不安払拭のためにも、個人情報の取扱いに配慮しながらの情報の提供が必要かと考えます。では、その方法について三つ考えてみました。

一つ目は、防災無線の内容を確認できるテレホンサービスのよう、市が発信したメール内容を電話で確認できる。

二つ目は、専用または各課に問合せ窓口を設置し、そこへの電話問合せで確認ができる。

三つ目は、各地区ごとにあるコミュニティセンターを活用し、そこに行けば当日公表された情報が確認できるなど、これは私の考えた方法なのですが、改めて熟考の必要があると考えています。

全ての市民が不安と感じないように、情報提供ができる体制、仕組みづくりの検討をお願いいたします。

続いて、新型コロナワクチンの接種について。

医療従事者の先行接種が2月中旬から始まり、海外から第1便、第2便でのワクチン供給が動き始めました。第3便以降の供給スケジュールが不透明であり、自治体でも調整準備が難航しているとも報道されています。現時点では4月中旬以降から高齢者、高齢者施設従事者、基礎疾患を持っている方と、順次接種が行われる予定になっている中で、今回のワクチンの移送、接種手段と接種場所、接種に関する人材確保について質問を準備しましたが、医療従事者への先行接種対応が優先で行われて、これから検討または調整中のことで質問は割愛します。また、外出困難な方への接種対応について札幌議員から同様の質問があったため、これも割愛させていただきます。

そこで1点だけ、接種管理を行う健康管理システムの改修状況についてお聞かせください。

岡田 明子健康づくり推進部長

新型コロナワクチンの接種に伴う健康管理システムの改修内容、こちら大きく3点ございます。

まず、全国統一様式で発行することになるクーポン券の作成及び印刷に係る機能の追加を行います。これは、各個人ごとの接種券番号の付番処理とクーポン券様式の作成、印刷、再発行などの機能となります。

2点目は、予防接種法で定められた予防接種台帳へ新型コロナワクチンを登録できるようにするための項目追加です。

3点目は、予防接種台帳への登録に当たり、データ化された接種済の新型コロナワクチンの予診票情報を一括登録する機能の追加です。

改修の進捗状況ですが、クーポン券と予防接種台帳への項目追加に関する部分は2月22日で既に適用され、使用可能になっております。一括登録機能については、取り込み元として予定している国の接種者管理システムの仕様の詳細が未定のため、確定次第改修する予定です。

山村尚

RNAワクチンとして、現在アメリカファイザー製が接種され始め、今後別メーカーのワクチンも世に出回ることが想定されています。接種の管理について2回の接種が現時点で基本となっている中、1回目、2回目で異なるメーカーの接種とならぬよう今後を見据えた管理をお願いします。

また、クーポン券の様式についてQRコードの活用も視野に入れてはと考えます。QRコードを活用することで接種手続がスムーズ化されるだけでなく、2回目別メーカーのワクチン接種の誤り防止、これも可能かと思われるのでご検討いただければと思います。

続いて、自宅療養者の支援について。厚生労働省の公開情報、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルでは、PCR検査陽性であっても軽症者などは自宅での安静・療養を原則とするとあり、全国的に自宅療養者数は1月27日週の2万6,000人をピークとして、2月24日では4,000人台まで減少しましたが、減少傾向は鈍化しています。

県内の自宅療養者数を調べてみると、2月1日時点での60人が感染拡大とともに急増し、2月15日に450人を超え、17日に最多を更新、約8倍近くに増えました。その後ピークアウトしましたが、2月26日時点のデータでは入院、自宅、宿泊施設の療養者数合計が352人、うち自宅療養者数が145人で全体の41%を占めています。

このように療養の中でも多くを占める自宅療養について、足立区をはじめ、館林市、墨田区、海老名市などの多くの自治体では、パルスオキシメーターの貸与、食料、生活必需品の支援、買物やごみ出し代行などの支援が行われています。

そこで質問です。まず、新型コロナウイルス感染による市内での自宅療養者数について伺います。

岡田明子健康づくり推進部長

市内の自宅療養者数について竜ヶ崎保健所に確認をいたしましたが、市内及び保健所管内の自宅療養者数については、公表はしていないということでございます。

山村尚

県内の自宅療養者数について独自に調べたところ、2月23日時点で124人が、26日時点で145人、4日間で約20人、1日当たり5人増えている状況です。このように、いまだ

に増加傾向にある中、県の自宅療養者への支援内容、それを踏まえた市としての自宅療養者への支援についてのお考えをお聞かせください。

岡田明子健康づくり推進部長

茨城県における自宅療養者への支援内容につきましては、議員がおっしゃったとおり陽性者のフォローアップや、必要な方にパルスオキシメーターを貸与する、あと食料支援として日持ちするラーメンや御飯、カレー等レトルト食品の配布などを行っているということでございます。

新型コロナウイルス感染者の自宅療養者につきましては、先ほど申し上げましたとおり個人情報観点から、市では感染者の個人の特定ができない状況となっております。このような状況のため、どのような支援ができるのか、今後検討してまいりたいと考えております。

山村尚

自宅療養者の方がお亡くなりになっている事例が全国で多発しています。自宅療養者数が減少傾向となっていない中、今後起こり得る状況に対する事前の体制、システムづくりが重要と考えます。支援内容の検討、体制、システムづくりを早急をお願いしたいと思います。

続いて、濃厚接触感染による家庭内隔離について。

昨今の新聞報道を見ると、家庭内での感染記事が散見されます。私も市内の方からこれに関連するご相談を受けました。新型コロナウイルスに親が感染、子どもが非感染で、なおかつ療育を一時的にお願いできる親族がいないという状況下で、親、子が家庭外で別々の隔離となった場合、家庭内隔離となったが隔離できる部屋がないため、それが難しい場合、それぞれで子どもをどうしたらいいのか不安であるとの相談内容でした。

同様に、障がいを持ったお子さんがいる家庭でも同じ問題があります。親、子が家庭外で別々の隔離となり、特別な療育が必要なお子さんへの対応です。厚生労働省では、親族なども面倒を見るのが難しい場合は、病院や児童相談所の一時保護所や児童養護施設などで子どもを受け入れることを検討するよう全国の自治体に通知しており、具体的な対応は各自治体の地域の実情に合わせて決めるとの指針を示しています。当市においての対応をお伺いします。

清宮恒之福祉部長

新型コロナウイルスに家族が感染してしまい、一時的に子どもさんや障がいのある方などの世話をすることができなくなった場合の対応についてでございます。

竜ヶ崎保健所に問合せをしましたところ、感染者の同居家族が仮に子どもであっても障がい者であっても、濃厚接触者という前提の下での対応になるとのことでした。

具体的には、感染者である本人の重症度に応じて、その家族も含めて感染症の指定医療機関に入院もしくは宿泊療養施設での療養になるということでございます。

また、子どもや要介護者の環境を変えたくない等の理由で、自宅での療養を希望した場合には、保健師が定期的に電話で病状把握を行いながら経過観察を行うということでございます。このように、新型コロナウイルス感染時の対応につきましては、保健所がメインで担当をしております、感染者や濃厚接触者等の個人情報には市には提供されていない状況でございます。

当市としましては、保健所から何らかの支援や協力要請があった場合には、密接に連携をいたしまして適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

山村 尚

感染者や濃厚接触者などの個人情報は市には提供されていないため、市が率先してはできないとのご答弁でした。

他の市区町村自治体の対応事例を調べてみました。独自に宿泊施設を確保し、看護師、保育士などが児童の生活を 24 時間体制で支援する体制整備が港区、神戸市で行われていました。

また、障がいを持ったお子さんがいる家庭への対応事例について調べてみると、福祉サービス事業者が障がいを持ったお子さんの在宅支援を行い、その事業者に協力金を 1 人頭 20 万円を支給するという支援を明石市が行っており、また、市内 3 か所の障がい者施設の協力を得て、万一の入所者との感染を避けるため、別棟に障がいのある子がすぐ入所できるようにその子を見守る支援者を確保し、在宅を望む場合は支援者が泊まり込みで日常を支える体制整備を東広島市で行っていました。

当市では、広域エリア管轄の保健所に属するため、感染者や濃厚接触者など個人情報が行政に連携されず、保健所からの要請があったら対応するとのことでしたが、堺市の市役所の障害課でもコメントされていましたが、サービスの形は事前に固めておかないとすぐ運用できないのではないのでしょうか。

感染者の個人情報が行政に連携されないの、保健所からの支援、協力要請を待つではなく、市の対応体制を整備した上で、市民へ直接困ったときにはご相談くださいという積極的な相談受入れを発信、周知してはと考える。体制整備と相談受入れの積極的な発信を要望します。

最後に、高齢者施設、施設従事者への支援についてです。新型コロナウイルス感染による全国の高齢者福祉施設で発生したクラスターが 1 月 25 日時点で、既に 833 件に達しているとの報道が 2 月 5 日の朝日新聞情報に掲載されていました。県内でも多くの高齢者福祉施設でクラスターが発生し、介護施設職員の感染も確認されています。

茨城県のデータを見てみると、2 月 26 日時点の県内で発生したクラスターによる感染者総数が 973 名、うち高齢者福祉施設でのクラスターによる感染者の総数が 332 名、クラスター

一による全感染者の 34%の方が高齢者福祉施設からということになります。高齢者福祉施設であるがゆえ、重症化リスクの高い方たちが集まります。

一方、そこで働く介護従事者に関して、先ほどの質問で引用した行政評価レポートの介護関係についてでは、「介護施設で勤務しなければならない職員に対する支援や情報は何もないように感じる」との意見がありました。そして、このような背景をもってか、厚生労働省では新型コロナウイルスワクチン優先接種対象者の医療従事者などの中に、医療機関と同一の敷地にある介護医療院、介護老人保健施設の従事者も含めると発表しました。しかし、これに該当しない介護従事者もたくさんいらっしゃいます。

高齢者福祉施設、施設従事者の方々は、不安を抱えながら業務を遂行していると多くの報道から目にすることもあり、市として施設、施設従事者への支援を行うべきではと考えますが、ご見解をお聞かせください。

清宮恒之福祉部長

ただいまお話がありましたように、特別養護老人ホーム等の高齢者施設におきましては、新型コロナウイルス感染症のクラスターが多数発生している状況がございます。

このため、県では、県内の入所系の高齢者施設や障がい者の入所施設の従事者に対する抗原検査を本市も含めた県内全域で進めておりまして、これらが感染拡大防止の一翼を担っているものと考えているところです。

また、本市におきましても、県と異なる面から支援を行ってきているところでございます。具体的には、市内の高齢者施設や障がい者施設の要望を聞きまして、入所系、通所系等の区分を問わず、施設に対する市の備蓄マスクの配布、国の交付金を利用しての不織布マスク、アルコール消毒液、使い捨てガウン等の衛生用品の配布、国から市へ定期的に配布される不織布マスクや使い捨て手袋の配布など、感染拡大防止に向けた支援を昨年から継続しております。これらの対策がクラスター発生防止策として一定の効果があるものと認識しているところでございます。

本市といたしましては、今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の終息まで、国や県と連携しながら市として必要な支援を継続してまいりたいと考えております。

山村尚

入所系の高齢者施設や障がい者、障がい児入所施設での従事者に対する抗原検査を本市も含めた県内全域で進めているとのことでした。通所系、訪問系は含まれていないということです。

国が発表しているワクチン接種の優先順位は、医療従事者など、65 歳以上の高齢者、基礎疾患を有する人、高齢者施設などで働く職員となっており、3 番目の高齢者施設などで働く職員は入所系施設の職員に限定されています。入所系以外は3 番目の優先順位に該当しないということです。

ある介護現場からの声が朝日新聞に掲載されていました。訪問介護やデイサービスなどの通所系の介護従事者はワクチンの優先接種の対象外となっているが、病院が逼迫し、自宅療養している高齢者の訪問介護を防護服などの感染症対策を徹底して1日3回行っている。誰かがその人を介護しなければならないという使命感しかないとなりました。

また、別な掲載では、利用者の陽性が判明したが、利用者は無症状で検査3日前にデイサービスを利用し、マスクを外して約30分間の入浴介助を受けるなど、職員と近距離での接触があったにもかかわらず、国の濃厚接触者定義に当てはまらない。せめてPCR検査を受けやすい環境を行政でつくってほしいとの内容でした。

そして、訪問介護サービスの継続を断念する事業者が増える中、厚生労働省は介護事業者に対し、訪問介護サービスの継続を求める通知を全国に発出しました。

では、このような背景がある中、ほかの自治体ではどのような支援を行っているのか、福祉施設への独自支援を行っている事例を調べてみました。

まず、多くの自治体で行っているPCR検査の費用補助、これは施設などの従事者、新規入所者が受けるPCR検査の費用助成であり、施設負担、自費負担を補助するものです。

次に、幾つかの自治体で行っている職員の感染予防を目的としたホテル宿泊費の支援、ほかにも多くの自治体で工夫を凝らした支援を施設、施設従事者に対し行っています。

このような中で、当市で先日行われた全員協議会の場に、令和3年度補正予算第1号の一つとしてPCR検査及び抗原検査費用助成制度が議題とされました。PCR検査、抗原検査費用を1人につき2回、1回当たり1万円上限で助成するとの概要でした。助成期間はワクチン接種が浸透するまでのおおよそ6か月を見込み、主なターゲットは帰省する前に非感染であることを確認したい方とのお話を担当課より伺いました。市民全員が対象となるため、とてもよい助成制度であると考えますが、日々リスクと向かい合わせて働いている高齢者、障がい者施設の従事者が1人につき2回まで、この条件に適合しているのか疑問に感じます。これらの方々への特別な接種条件を検討してはと考えます。

福祉施設で働く従事者、施設運営の方々のご尽力もあり、市内施設でのクラスターは現時点では確認されていませんが、ワクチン普及までの時間、変異型ウイルスの発生などの状況を鑑みると、さらなる警戒が必要と考えます。

施設内感染を未然に防ぐためにも、それによる死者を出さないためにも、PCR検査、抗原検査も含めた施設、施設従事者への支援、配慮の検討をお願いしたいと思います。